

議案第 39 号

上越市農村地区多目的集会所条例の一部改正について

上越市農村地区多目的集会所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 28 日提出

上越市長 村 山 秀 幸

上越市農村地区多目的集会所条例の一部を改正する条例

上越市農村地区多目的集会所条例（平成 16 年上越市条例第 145 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 越柳地区研修センターの項及び三和北部地区農業振興センターの項を削る。

別表第 2 越柳地区研修センターの部及び三和北部地区農業振興センターの部を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の上越市農村地区多目的集会所条例第 7 条の規定により事業報告書を市長に提出しなければならないこととされている者については、同条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。